

所 属 長 印		同 志 社 大 学	
2008 年度 個人研究費研究経過・成果報告書			
2009 年 3 月 19 日提出			
所 属	職 名	氏 名	印
法学部	准教授	勝山 教子	
研 究 題 目	フランスにおける地方公共団体の立法の実験の権利		
研 究 成 果 の 概 要	<p>フランスでは、二〇〇三年三月二八日の憲法改正により、地方公共団体および地方公共団体連合（以下では、両者を併せて「地方公共団体等」と略称する）に対し規範的実験の権利（le pouvoir d'expérimentation normative）を承認するに至った（憲法七二条四項）。すなわち、改正憲法七二条四項は、「組織法律の定める条件に従い、かつ公的自由または憲法上認められた権利の行使に関する基本的条件にかかわる場合を除き、地方公共団体およびその連合体は、個別に法律または命令ある場合に、対象（目的）と期間を限定して、その権限行使を規律する法律または命令の規定を実験的に逸脱する（déroger）ことができる」としており、既存の法律や命令に逸脱して、地方の現実の要請に最も適した法規範（条例）を地方公共団体等が制定する権利が、地方公共団体の規範的実験の権利である。こうした権利の承認は、国家の役割に関するフランスの伝統的考えに根本的な変化をもたらしたともいえる。従来フランスでは一般利益を実現しうるのは国家のみであると考えられてきたが、この権利により地方公共団体が一般利益の実現という役割を共有することになったからである。</p> <p>憲法による地方公共団体等の実験の権利の承認は、フランスの地方分権化の新たな時代の幕開けともいえる。周知のようにフランスはとりわけ一九八〇年代から地方分権改革を推し進めてきたが、結果的には制度や組織の変革に止まってきた。これに対して今回の改正は、その性質上、地方公共団体等に一定の自治立法権を認めるという点で、権限の地方分権化ともいえるからである。</p> <p>フランスでは、これまでも、法的措置を一般化する前に対象や期間を限定して既存法令の特例を設ける実験が、法律に基づいて行われてきた。こうした法律は法の一般性原則に抵触するため、共和国の不可分性の原理や平等原則の観点からの批判が根強かった。今回の憲法改正にも同様の批判が当てはまるため、この点に関する検討が必要とされる。</p> <p>また、今回の憲法改正は、従来の実験的実験と異なり、全国的に適用されるべき法令の特例措置を提案する権限を地方公共団体に付与しているため、この点についても検討が必要となる。</p> <p>上記諸点に関する考察結果踏まえた成果を「フランスの立法の実験に関する憲法上の諸問題—地方公共団体の立法参加の可能性—」と題して、富沢克・カ久昌幸編・グローバル時代の法と政治—世界・国家・地方 92 頁～131 頁に公表した。</p> <p>また、2008 年 7 月のフランス憲法改正に伴う議会改革に関する考察を、2008 年 12 月に開催された同志社大学ワールドワイドビジネス研究センター主宰セミナー第 I 部分科会において口頭発表し、その報告書を「欧州統合の進展と加盟国フランスの議会強化—2008 年 7 月 23 日フランス憲法改正—」と題して、ワールドワイドビジネスレビュー 10 巻 89～92 頁に発表した。</p>		